

I 使用規程

1 目的

この使用規程は、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の画像（「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（以下「明産協議会」という。）又は明産協議会の構成自治体が所有する画像に限る。）の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 使用許可申請

画像使用を希望する者は、別紙様式『「明治日本の産業革命遺産」画像使用許可申請書』により明産協議会事務局長へ申請をし、許可を得てから使用するものとする。

なお、申請者は、画像を使用する媒体等の発行者等（法人又は団体にあつては、その代表者）とする。

3 許可基準

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のインタープリテーション（理解増進・情報発信）を推進するため、世界遺産としてその価値や魅力を広く紹介し、情報発信することを目的に使用すると認められる場合に許可するものとする。ただし、審査に当たり疑義が生じた場合は、関係者と協議をして判断する場合もある。

なお、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を許可しない。

- (1) 画像自体をもっぱら営利目的で使用する場合
（例：販売・賃借を目的とした写真集、カード、絵はがき、カレンダー等）。
- (2) 画像自体を加工して使用する場合（ただし、画像に掲載された資産のイメージを損なわない範囲で補正する場合を除く。）。
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等による宗教的又は政治的な思想に基づく活動を支援し、もしくは支援するおそれがあると認められる場合。
- (5) 第三者の利益を害したり、誹謗中傷をする場合。
- (6) 申請者が、暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である場合。
- (7) 申請者の役員等が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。
- (8) 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者が、申請者の運営等を実質的に関与している場合。
- (9) 「明治日本の産業革命遺産」、明産協議会の構成自治体又は関係団体等のイメージを損なうおそれがある場合。
- (10) 明産協議会が特定の個人や団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合。

(11) その他、許可することが適当でないと事務局長が認めた場合。

4 著作権・クレジットについて

- (1) 提供できる画像の著作権はすべて、明産協議会（構成自治体）が所有しているため、媒体等に使用する場合は、「写真協力：「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会」と記載すること。
- (2) 雑誌等印刷物に画像を使用した場合は、印刷物の「完成品」を一部提供するものとする。また、ウェブサイトに掲載した場合は、その該当部分の URL を添付して、メールで情報提供するものとする。

【送付先】

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号(鹿児島県庁企画部世界文化遺産課内)

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局宛

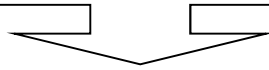
e-mail sekaibunaka@pref.kagoshima.lg.jp

5 画像使用に当たっての注意事項

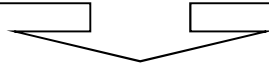
- (1) 画像データそのものを営利目的または違法行為等には使用しないこと。
- (2) 営利・非営利を問わず、画像データそのものを頒布（販売，賃貸，無償配布，貸与）しないこと。
- (3) 画像使用許可申請書により届け出た使用目的以外に使用しないこと。他への転用については改めて使用許可をとること。
- (4) 画像データについては、使用後に、データの削除を行うこと。
- (5) 印刷物・ホームページ等に使用する場合、原則として写真下，もしくは巻末に「写真協力：「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会」を記載すること。どうしても記載できない場合は、事前に協議すること。
- (6) 掲載誌を 1 部，明産協議会事務局へ提出すること。なお，ウェブサイトに画像を掲載した場合は，当該 URL を当事務局へメールで情報提供すること。
- (7) 本使用規程に反する行為が認められた場合は，以後の使用許可は行わない。

II 使用申請の流れ

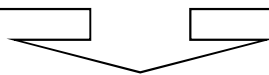
1 ウェブサイトのContactUs（写真に関するお問い合わせはこちら）をクリックし画面から使用したい画像を確認する。



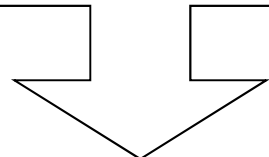
2 画像使用許可申請書（別紙様式）をダウンロードし，必要事項入力する。



3 必要事項を入力した画像使用許可申請書を明産協議会事務局へメール送信する。
（電子データを送信するため，郵送，ファックスでの受付はしない。）



4 申請内容を確認の上，許可する旨のお知らせとともに，画像をダウンロードするためのURLとパスワード（使用期限を付して）を通知する
※審査に当たり疑義が生じた場合（教科書等）は，明産協議会事務局が関係者と協議して判断する。
※使用を許可できない場合は，電子メールでその旨をお知らせする。
※画像の解像度は，概ね1MB以上とする。



5 （申請者が）画像使用



6 画像入手後，印刷物等へ使用した場合は，概ね1か月以内に当該印刷物等を明産協議会事務局へ発送する。（ウェブサイトの場合は当該部分のURLを添付してメール送信する）
なお，使用する媒体や用途が変更になった場合は，改めて3からの手続きを行う。

(別紙様式)

「明治日本の産業革命遺産」
画像使用許可申請書

使用 申 請 者	会社名・団体名・所属名
	住所
	代表者職氏名 ㊟ (担当者氏名)
	電話番号 (内線)
	e-mail アドレス
	ウェブサイト URL
使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
<p>○ 画像使用の概要</p> <p>印刷物等の名称, 使用の目的, 発行時期, 発行部数, 配布先等の詳細を記入すること。</p> <p>※裏面記載の「画像使用に当たっての注意事項」を遵守します。</p>	
使用画像番号	使用画像名称 (資産の名称) ※全部使用する場合は「全部」と記載すること。

※行が不足する場合は追加すること。

明産協議会事務局記載欄

許可年月日 平成 年 月 日	確認者サイン	印刷物等提出（使用后） 平成 年 月 日	確認者サイン
-------------------	--------	-------------------------	--------

〈裏面〉

◎画像使用に当たっての注意事項

- 1 画像データそのものを営利目的または違法行為等には使用しないこと。
- 2 営利・非営利を問わず、画像データそのものを頒布（販売，賃貸，無償配布，貸与）しないこと。
- 3 画像使用許可申請書により届け出た使用目的以外に使用しないこと。他への転用については，改めて使用許可をとること。
- 4 画像データについては，使用後に，データの削除を行うこと。
- 5 印刷物・ホームページ等に使用する場合，原則として写真下，もしくは巻末に「写真協力 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会」を記載すること。どうしても記載できない場合は，事前に協議すること。
- 6 掲載誌を1部，明産協議会事務局へ提出すること。なお，ウェブサイトに画像を掲載した場合は，当該URLを当事務局へメールで情報提供すること。
- 7 使用規程に違反した場合，今後の使用許可を行わないことがある。